

## 14日以内に手続きを！国民健康保険・国民年金の手続きは忘れずに

問 福祉課 保険年金係 ☎92・7934

就職または退職をした場合は、国民健康保険と国民年金の手続きが必要になる場合があります。

### 【就職したとき】

国民健康保険以外の健康保険を取得された場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。国民健康保険を喪失する手続きが遅れると、国民健康保険税が課税されたままになり、社会保険料と両方を納めている状態になります。

また、国民健康保険以外の健康保険を取得された後に、国民健康保険を使って受診された場合、医療費を国民健康保険へ返金していただくことがありますので、ご注意ください。

### 【退職したとき】

職場の健康保険をやめた場合は、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きが必要です。職場の健康保険を任意継続する場合や、家族の職場の健康保険等の被扶養者になる場合でも、国民年金への加入の手続きは必要な場合があります。

国民健康保険税・国民年金保険料は、加入する手続きをした日からではなく、職場の健康保険をやめた日までのさかのぼって納めていただきますので、ご注意ください。  
※手続きに必要なものについては、福祉課保険年金係へおたずねください。

★マイナ保険証（マイナンバーカードで保険証利用登録をしているもの）を利用していても手続きが必要です。

## 国民年金保険料 学生納付特例制度について

問 佐賀年金事務所 ☎0952・314191  
福祉課 保険年金係 ☎927934

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校（日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程）等に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式による額以下であることが条件になります。

★所得の目安  

$$128 \text{ 万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除等}$$

令和7年度にこの制度により保険料の納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き在学予定の方は、学生納付特例申請書が送付されます。この申請書に必要事項を記入し返送することで、令和8年度の申請ができます。4月に申請書が送付されなかった場合は、福祉課の窓口またはお近くの年金事務所での申請の手続きが必要です。

## 4月から特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額が変更されます

問申 福祉課障がい福祉係 ☎92・7964

令和8年度の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の額が物価変動率に基づき左記の通りとなります。

	令和7年度（月額）	令和8年度（月額）
特別児童扶養手当1級	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当2級	37,830円	38,930円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円

▽特別児童扶養手当とは  
 精神または身体に中程度以上の障害のある、在宅の20歳未満の児童を監護・養育する保護者等に対して支給されます。

▽障害児福祉手当とは  
 20歳未満であって、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児本人に支給されます。

▽特別障害者手当とは  
 20歳以上であって、著しく重度の障害のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者本人に支給されます。

いずれの手当でも申請していただき、認定された方に支給されます。詳細については、障がい福祉係までお問い合わせください。